

龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第19条及び同条例施行規則第11条の規定による「財政運営影響額」の公表資料

1. 事業概要

予算措置：龍ヶ崎市一般会計当初予算

【件名】龍ヶ崎中学校体育館空調設備整備事業

金 額：108,987 千円

期 間：令和8年度～令和9年度

2. 財政運営影響額

(1) 投資的経費

本事業における初期投資的費用は以下のとおりである。

年度	項目	金額(千円)	備考
令和8年度	実施設計	4,136	
令和9年度	空調設備設置工事	104,851	
合計		108,987	

(2) 経常的経費

当施設における「維持管理にかかる経常コスト」は、10 年目は 15,991 千円、20 年目は 17,666 千円、30 年目は 19,515 千円、30 年間のトータルでは 508,644 千円と試算した。

「償還金等」としては、10 年目は 4,762 千円、20 年目は 3,606 千円、30 年目は 3,969 千円、30 年間トータルでは 144,372 千円と試算した。

「年別合計」の試算結果は、10 年目は 20,753 千円、20 年目は 21,272 千円、30 年目は 23,484 千円、向こう 30 年間のトータルでは 653,016 千円と試算した。

(3) 更新費用

「大規模改造・更新にかかるコスト」については、耐用年数を加味し、13 年目及び 26 年目に更新工事を行うこととして試算した。

3. 事業の目的及び社会的便益等

近年、猛暑が常態化しており、夏場に限らず体育館を使用する学校活動において熱中症のリスクが増大し、活動が制限される日が多くなり、学習や学校行事を計画的に実施できないケースも見受けられるようになってきている。

また、学校体育館は災害時の避難所にも指定されており、避難所の環境向上の面でも空調機の設置は社会的便益性が高いといえる。

本事業は、学校体育館へ空調機を設置することで、児童・生徒が安全かつ快適に学習することができる教育環境づくりや、避難所としての機能を向上させるものである。